



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第35号

平成27年5月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

35 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境対策課)

告　　示

- 751 騒音規制法による騒音規制地域指定の一部改正(環境対策課)
- 752 特定建設作業に伴つて発生する騒音規制の一部改正(環境対策課)
- 753 振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準の一部改正(環境対策課)
- 754 振動規制法施行規則による区域指定の一部改正(環境対策課)
- 755 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者の指定の効力の停止(高齢福祉保健課)
- 756 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定(障害福祉課)
- 757 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 758 保安林の指定解除予定(治山課)
- 759 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 760 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 761 基本測量の実施通知(監理課)

公　　告

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

病院局公告

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザルの実施(病院局業務課)

公安委員会告示

44 機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課)

規　　則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第35号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前					
<p>別表第9 (第23条関係)</p> <p>騒音に係る規制基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	(略)	<p>別表第9 (第23条関係)</p> <p>騒音に係る規制基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	(略)			
(略)						
(略)						
<p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <table border="1"> <tr> <td>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u> 2 (略)</td><td> <p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <table border="1"> <tr> <td>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</td><td> <p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p> </td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td></td></tr> </table> </td></tr> </table>	1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u> 2 (略)	<p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <table border="1"> <tr> <td>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</td><td> <p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p> </td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td></td></tr> </table>	1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)	<p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p>	2 (略)	
1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u> 2 (略)	<p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <table border="1"> <tr> <td>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</td><td> <p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p> </td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td></td></tr> </table>	1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)	<p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p>	2 (略)		
1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)	<p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p>					
2 (略)						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第751号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、騒音規制法による騒音規制地域指定（昭和

47年4月新潟県告示第440号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(1) (略) (2) 規制基準</p> <table border="1"> <tr> <td>区域の区分＼時間の区分</td> <td>昼間</td> <td>朝夕</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> <p>ただし、第3種区域および第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	区域の区分＼時間の区分	昼間	朝夕	夜間	(略)				<p>(1) (略) (2) 規制基準</p> <table border="1"> <tr> <td>区域の区分＼時間の区分</td> <td>昼間</td> <td>朝夕</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> <p>ただし、第3種区域および第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p>	区域の区分＼時間の区分	昼間	朝夕	夜間	(略)			
区域の区分＼時間の区分	昼間	朝夕	夜間														
(略)																	
区域の区分＼時間の区分	昼間	朝夕	夜間														
(略)																	

◎新潟県告示第752号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号）別表の第1号の規定に基づき、特定建設作業に伴つて発生する騒音規制（昭和47年4月新潟県告示第441号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1～3 (略) 4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>1～3 (略) 4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

◎新潟県告示第753号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第628号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

<p>1 (略) 2 規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">区域の区分＼時間の区分</td><td style="width: 33%;">昼間</td><td style="width: 33%;">夜間</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間	(略)			<p>1 (略) 2 規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">区域の区分＼時間の区分</td><td style="width: 33%;">昼間</td><td style="width: 33%;">夜間</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>1～5 (略)</p>	区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間	(略)		
区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間											
(略)													
区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間											
(略)													

◎新潟県告示第754号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1（第11条関係）付表第1号の規定に基づき、振動規制法施行規則による区域指定（昭和53年3月新潟県告示第630号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 第4種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内</p> <p>1～5 (略)</p>

◎新潟県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項（又は第115条の9第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）の指定の効力を次のとおり停止する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
デイサービスきたえるーむ長岡柏	新潟県長岡市柏町1丁目5番25号エクセレントホーム柏B1F	株式会社エクセレントホーム	指定通所介護、指定介護予防通所介護	新規利用者へのサービス提供	平成27年5月11日から平成27年8月10日まで

◎新潟県告示第756号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	指定期間
田宮病院	長岡市深沢町2300番地	平成27年5月7日から 平成29年10月24日

◎新潟県告示第757号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	8者	西宮内字道上942番ほか98筆 7.2ha
新潟市	54者	北区新鼻字福島潟乙26-328ほか1,226筆 92.0ha
合計	62者	1,326筆 99.3ha

2 申請年月日

平成27年4月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局卷農業振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年5月8日

新潟県長岡地域振興局長

1 解除予定森林の所在場所

新潟県長岡市山古志竹沢字向乙494の5

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成27年4月24日認可した。

平成27年5月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成27年4月24日認可した。

平成27年5月8日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第761号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成27年5月7日から平成28年2月28日まで
- 3 作業地域 十日町市

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ケーズデンキ長岡堺東店
所在地 長岡市堺東町66番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者
・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ
法人代表者氏名 代表取締役 野村 弘
住所 新潟市中央区女池八丁目16番17号
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ
法人代表者氏名 代表取締役 野村 弘
住所 新潟市中央区女池八丁目16番17号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月25日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計 5,079平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 計224台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計105台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・面積 計69平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・面積 計33立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・株式会社北越ケーズ

午前9時から午後9時

(2) 来客が駐車場を利用する時間帯

午前8時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・出入口の数 4箇所
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後9時

7 届出年月日

平成27年4月24日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成27年5月8日から平成27年9月8日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務に係る受託業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年5月8日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

1 業務の概要

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問合せ等

(1) 交付期間

平成27年5月8日（金）から平成27年5月22日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県病院局業務課建設班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 質問書の提出

プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 300床以下の病院における電子カルテシステムを含む医療情報システムの構築業務又は導入支援コンサルタント業務を受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 平成27年5月8日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者
 - イ 平成27年5月8日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納稅義務を有する者にあっては、県税の未納がない者であること。
- (6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。
- (7) プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期間及び提出方法

平成27年5月8日（金）から平成27年5月22日（金）までとし、持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除いた各日の午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（封筒の表に「新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。）により、平成27年5月22日（金）午後3時までに必着すること。

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出部数

プロポーザル実施要領による。

(5) その他

書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加表明書の提出を行った者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限及び提出方法

平成27年5月28日（木）午後5時15分までとし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除いた各日の午前8時30分から午後5時15分までの時間に持参すること。

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出部数

プロポーザル実施要領による。

(5) その他

書類の作成に使用する言語等については、上記5(5)による。

7 審査方法等

- (1) 提出された書類は、新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル審査委員会（以

下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかつた者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求める者又は不正な接触を行つた者

(3) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プrezentationの実施

審査委員会が必要と認めるときは、プレゼンテーションを実施することがある。

ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において参加を表明したすべての者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された書類及びプレゼンテーションの結果（プレゼンテーションを実施した場合に限る。）に基づき審査を行い、最も優れた提案を行つた者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

新潟県病院局は、最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約期間

契約締結の日（平成27年6月下旬を予定）から平成28年3月25日まで

(3) 契約書の作成

要

9 その他

(1) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(2) 提出された書類は、審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しない。

(3) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 参加表明書、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第44号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成27年5月8日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成27年6月9日（火）から平成27年6月12日（金）までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルⅠ

2 受講定員

10人

3 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成27年5月19日（火）から平成27年5月20日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成27年5月26日（火）から平成27年5月27日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）